



7時30分
春の交通安全フェスティバル(福生警察署管内)

▽日時 3月26日(日) 午後1時30分~4時30分
▽場所 福生市民会館大ホール
▽内容
●第1部(式典)：1日警察署長委嘱式、交通安全寸劇
●第2部(アトラクション)：福生交通安全少年団による鼓笛演奏、福生交通安全協会吹奏楽部による演奏、「さこみちよ」による唄とトークショー

(正午~午後0時30分)
●警察署員や五日市交通安全協会によるチラシ配布
●交通安全教室
●交通安全少年団は、交通安全教室などいろいろな活動を通じて交通ルールやマナーを身につけ「やさしさと思いやりの心」を持った社会人に育つことを目指しています。

4月は就職や離職など異動の多い時期です。健康保険の手続きが必要になる場合がありますので、手続きの確認をお願いします。

国民健康保険の加入・脱退には、届出が必要です。変更の日から14日以内に届け出てください。

国民健康保険の届出が必要な主な手続き	用意するもの(※)
職場の健康保険に加入したとき、被扶養者になったとき	国民健康保険証、職場の健康保険証 ・はんこ、マイナンバーが分かるもの
職場の健康保険をやめたとき、被扶養者から外れたとき	職場の健康保険資格喪失証明書、はんこ ・マイナンバーが分かるもの ・本人確認ができる書類(運転免許証など)
他の市町村に転出するとき、市内転居するとき	国民健康保険証、はんこ ・マイナンバーが分かるもの ・本人確認ができる書類(運転免許証など)

交通死亡事故連続減少
チャレンジロード 1405

期間中、交通ルールをよく守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けるよう呼びかけます。一人一人が交通安全意識を高めて、交通事故防止に努めましょう。

4月10日は交通事故死ゼロを目指す日

一人一人が交通ルールを守り、交通事故の発生を防止しましょう。

●五日市ファイナンプラザ：3月17日(金) 午後7時30分
●秋川ふれあいセンター：3月18日(土) 午後2時
●五日市会館：3月22日(水) 午後7時30分
●戸倉会館：3月24日(金) 午後7時30分
●小宮会館：3月27日(月) 午後7時30分

交通安全講習会

春の全国交通安全運動に先立ち、交通安全講習会を行います。運転免許証をお持ちの方も持ちでない方も受講できます。

▽場所・日時
●五日市ファイナンプラザ：3月17日(金) 午後7時30分
●秋川ふれあいセンター：3月18日(土) 午後2時
●五日市会館：3月22日(水) 午後7時30分
●戸倉会館：3月24日(金) 午後7時30分
●小宮会館：3月27日(月) 午後7時30分

交通安全の集い(五日市警察署管内)

▽日時 4月2日(日) 午前11時25分~午後0時30分
▽内容
●水前寺清子さんを1日警察署長として迎え、五日市警察署から武蔵五日市駅までを警視庁音楽隊や警視庁音楽隊カラード(MEC)などがパレードします(午前11時25分~11時50分)。
●武蔵五日市駅前にて、交通安全キャンペーンを行います

交通安全の集い(五日市警察署管内)

●五日市警察署(☎5595・0110)、五日市交通安全協会(☎596・1882)
●福生警察署(☎551・0110)、福生交通安全協会(☎552・0677)
●地域防災課防災安全係

障がいのある方へ各種手当などのお知らせ

障がいのある方には各種手当・助成制度があります。該当すると思われる方は、申請してください。

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方
●身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度、または同等の疾病や精神障がいのある方

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の方
●身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方、同等の疾病や精神障がいのある方

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の方
●身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方、同等の疾病や精神障がいのある方

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の方
●身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方、同等の疾病や精神障がいのある方

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方
●身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度、または同等の疾病や精神障がいのある方

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の方
●身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方、同等の疾病や精神障がいのある方

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の方
●身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方、同等の疾病や精神障がいのある方

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の方
●身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方、同等の疾病や精神障がいのある方

▽特別障害者手当 重度の障がい、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳未満の方
●身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方、同等の疾病や精神障がいのある方

国民年金は、老後やもしものときに大きな支えとなります。国民年金の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、病気やけがが原因で障がいが残ったときに受け取れる「障害基礎年金」や死亡したときに遺族が受け取れる「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。もしものときのために、保険料は納付期

国民年金は、老後やもしものときに大きな支えとなります。国民年金の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、病気やけがが原因で障がいが残ったときに受け取れる「障害基礎年金」や死亡したときに遺族が受け取れる「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。もしものときのために、保険料は納付期



国民年金は、老後やもしものときに大きな支えとなります。国民年金の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、病気やけがが原因で障がいが残ったときに受け取れる「障害基礎年金」や死亡したときに遺族が受け取れる「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。もしものときのために、保険料は納付期

国民年金は、老後やもしものときに大きな支えとなります。国民年金の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、病気やけがが原因で障がいが残ったときに受け取れる「障害基礎年金」や死亡したときに遺族が受け取れる「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。もしものときのために、保険料は納付期

国民年金は、老後やもしものときに大きな支えとなります。国民年金の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、病気やけがが原因で障がいが残ったときに受け取れる「障害基礎年金」や死亡したときに遺族が受け取れる「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。もしものときのために、保険料は納付期

国民年金は、老後やもしものときに大きな支えとなります。国民年金の納め忘れが続くと、老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、病気やけがが原因で障がいが残ったときに受け取れる「障害基礎年金」や死亡したときに遺族が受け取れる「遺族基礎年金」が受け取れないことがあります。もしものときのために、保険料は納付期